

# 『事業承継のための相続税と民法セミナーのご案内』

～これだけは知っておきたい！やっておきたい！～

会社の株式の承継に特化した  
セミナーです。

60歳以上の経営者の方が、引退をして後継者にバトンタッチをする前に、事業承継にまつわる相続税と民法について、

・知っておきたい基本的なこと

・事前にやっておきたい大切なこと

これだけのことをしておけば大丈夫、が全て分かります。

## 1. 相続税の基本的なこと

相続税っていくらになるの？そういえば贈与税は？

どのような仕組みになっているのか？

財産としての会社の株式の価値はいくらなのか？

事前にやっておきたい節税対策や納税資金の対策とは。

## 2. 民法の基本的なこと

相続人は誰？法定相続分？遺言？遺留分？相続の放棄？連帯保証の義務？

経営者と後継者とその家族・親族の相続にまつわる権利と義務

知っているからこそ、事前にやらなければならないことが分かります。

## 3. 相続税法と民法の事業承継のための特例

円滑な事業承継を国が制度として用意しています。

あえて法律で特例という形で用意している理由は

それだけ、会社の株式を対策なしに相続していくのは困難だという事です。

相続税法と民法の事業承継のための特例の基本的なことを知り

事前に会社と後継者のための準備をします。

講師  
菅原拓人  
(とまはら)  
税理士  
行政書士



菅原拓人税理士事務所 所長  
菅原拓人行政書士事務所 所長

昭和53年5月24日生まれ  
大学を卒業後10年間  
中堅税理士法人にて勤務。  
執行役員などを歴任。  
平成23年7月に事務所を設立。  
事業承継コンサルティング実績多数。  
菅原拓人税理士事務所  
名古屋市熱田区花町6番9号  
カトウビル1F  
HP <http://www.t-taxfirm.com>  
電話 052-265-8902

## 開催事項

日時 平成24年11月7日(水) 14:00～16:30 (受付13:30～)

場所 名古屋都市センター14階 第6会議室  
住所:名古屋市中区金山町一丁目1番1号 電話:052-678-2200(代表)  
名古屋ポストン美術館・全日空(ANA)金山ホテルに併設  
金山総合駅南口徒歩1分(出口右手)  
お車でお越しの際は地下駐車場(金山駅南駐車場230円/30分)をご利用ください。

参加費 2000円 (11月2日までに下記口座にお振込をお願いします。)  
瀬戸信用金庫 熱田支店 普通 0040461 口座名義人 菅原拓人(トマハラタクヒト)

お申込み方法 下記、参加申込書をFAXいただくか、お電話又はEメールにてお申込みください。

### 参加申込書

電話にてのお申込み 052-265-8902

FAXにてのお申込み 052-265-8903

メールにてのお申込み [info@t-taxfirm.com](mailto:info@t-taxfirm.com)

私は、上記のセミナーの参加を申し込みます。

貴社名		電話番号	
ご参加者名		メールアドレス	
所在地			